

■指導経過記録票（受付番号〇及び〇）

対象箇所	不開示部分	不開示理由
全ての日時の指導経過記録欄	【相談主訴】欄	児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項第7号により不開示

■家事審判申立書（令和〇年〇月〇日付）

対象箇所	不開示部分	不開示理由
家事審判申立書の一部	署名、印影	開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護法第78条第1項第5号により不開示